

様式第 1 (法施行規則第 6 条関係)

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

令和〇年〇月〇日

江南市長

住所 江南市赤童子町大堀〇番地
届出者 氏名又は名称 藤花工業株式会社
代表者名 代表取締役 江南 藤花
(担当者) 〇〇課 江南 太郎
(電話) 0587-〇〇-〇〇〇〇

工場立地法第 6 条第 1 項(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。)附則第 3 条第 1 項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--------|---|------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 特定工場設置の場所 | 江南市〇〇町〇〇(△△工場) | |
| 2 | 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類) | 金属加工機械製造業 フライス盤(細分類 2661) | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | 15,000 m ² | |
| 4 | 特定工場の建築面積 | 5,000 m ² | |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙 1 のとおり | |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙 2 のとおり | |
| 7 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙 3 のとおり | |
| 8 | 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 | 別紙 4 のとおり | |
| 9 | 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 | 令和〇年〇月〇日 |
| | | 施設の設置工事 | 令和〇年〇月〇日 |
| ※整理番号 | | ※備考 | 江南市で現在、該当するものはないため、別紙 3 と別紙 4 は斜線すること |
| ※受理年月日 | | | |
| ※審査結果 | | | |

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

備考 2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 1 (法施行規則第 6 条関係)

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

令和〇年〇月〇日

江南市長

住所 江南市赤童子町大堀〇番地
届出者 氏名又は名称 藤花工業株式会社
代表者名 代表取締役 江南 藤花
(担当者) 〇〇課 江南 太郎
(電話) 0587-〇〇-〇〇〇〇

工場立地法~~第 6 条第 1 項(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。)~~附則第 3 条第 1 項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--------|---|--------------------------------|---|
| 1 | 特定工場設置の場所 | 江南市〇〇町〇〇(△△工場) | |
| 2 | 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類) | 【変更前】金属加工機械製造業 フライス盤(細分類 2661) | 【変更後】金属加工機械製造業 フライス盤(細分類 2661) 自動車部分品・附属品製造業 燃料コック(細分類 3113) |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | | 15,000 m ² |
| 4 | 特定工場の建築面積 | | 7,000 m ² |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | | 別紙 1 のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | | 別紙 2 のとおり |
| 7 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | | 別紙 3 のとおり |
| 8 | 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 | | 別紙 4 のとおり |
| 9 | 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 | 令和〇年〇月〇日 |
| | | 施設の設置工事 | 令和〇年〇月〇日 |
| ※整理番号 | | ※備考 | |
| ※受理年月日 | | | |
| ※審査結果 | | | |

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

備考 2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。